

令和8年度和歌山市結婚新生活支援事業 よくあるご質問

補助対象の確認について

番号	質問	回答
1	令和8年度の所得の算定期間はいつからいつまでですか。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までです。正確な金額は所得証明書により確認をお願いします。所得証明書は令和8年1月1日に住民票を置いていた市町村等で取得可能です。 和歌山市の場合は、本庁舎2階市民税課窓口又は各サービスセンターで取得できます。
2	夫婦の所得が500万円を超えているが、貸与型奨学金を返済している。何を提出すればよいですか。	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に返済した金額が分かる書類（奨学金返還証明書またはその写し、返還したことが分かる通帳の写しなど）の提出をお願いします。所得から当該金額を差し引いた結果、500万円未満であれば、要件を満たしていることとなります。
3	和歌山市税の滞納がないかどうかはどこで確認できますか。	本庁舎2階納税課窓口（電話番号：073-435-1038）にて確認できます。なお、夫婦及び世帯構成員全員について、和歌山市税の滞納がないことが要件です。 申請前に、必ず納税課にて市税納付状況をご確認いただき、滞納があれば納付してから申請をお願いします。
4	市が指定する講座の受講について、夫婦それぞれ異なる講座を受講しても構いませんか。	申請世帯の夫婦がともにいずれか一つの講座を受講することが要件です。

令和8年度和歌山市結婚新生活支援事業 よくあるご質問

領収書等について

番号	質問	回答
1	領収書がありません。他の書類で代用できますか。	対象経費を支払ったことが分かる通帳の写し等を提出してください。 ※ただし、支払金額に、対象経費以外の費用等（保証料、鍵交換、クリーニング代など）が含まれている場合は、内訳が分かる書類が別途必要です。
2	クレジットカード払いです。何を提出すればよいですか。	以下の書類の提出をお願いします（スクリーンショットでも可）。 ・対象経費が記載されたクレジットカードの明細 ・対象経費の明細が含まれるクレジットカードの総額が記載されたもの ・クレジットカード払いを設定している口座情報が確認できるもの ・クレジットカードの総額が引き落とされたことが確認できる通帳の写し等
3	家賃と共益費は何月の分を提出すればよいですか。	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払い且つ原則婚姻日以降に夫婦のどちらかが支払った費用であれば、どの3カ月でも構いません。 ただし、婚姻日から起算して1年以内に賃借しており、契約書等で入居者欄に配偶者氏名も記載されているなど、婚姻を前提に賃借していることが確認できる場合は、婚姻前に支払った費用も対象とできます（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払いに限る）。 なお、日割り計算されている月については、1ヶ月とカウントしますので、ご注意ください。
4	領収書等の氏名が旧姓のままですが、よいですか。	旧姓でも構いません。

令和8年度和歌山市結婚新生活支援事業 よくあるご質問

補助対象経費について

番号	質問	回答
1	契約した住宅の住所に住民票を異動させていないが、補助の対象となりますか。	対象となりません。夫婦の双方の住民票の住所が当該住宅におかれている必要があります。
2	物件の契約名義人が両親です。補助の対象となりますか。	対象となりません。夫婦両名もしくはどちらか一方の名義の物件に限り、補助対象とすることができます。 ただし、勤務先が借り上げる住居（社宅等）に居住する場合は、契約名義人が勤務先であっても、補助の対象となります。その場合、入居期間・支払日・支払金額・支払費目・勤務先への在籍等を確認できるものが必要です。
3	婚姻届提出前から賃貸物件に同居している場合、婚姻届提出前の費用も対象になりますか。	原則、婚姻後に生じた費用のみ補助対象となりますが、「婚姻を機に」新たに物件を賃借する場合には、次のいずれかに該当するかどうかを確認させていただきます。婚姻を前提に賃借したことが確認できる場合は、婚姻前に支払った費用を補助対象とすることができます。 ※ 上記の「婚姻を機に」とは、婚姻日から起算して1年以内に新たに住居を賃借した場合をいいます。 ①賃貸借契約書等の入居者の欄に、配偶者の氏名が記載されている ②その他婚姻を機に新たに物件を賃借したことが確認できる書類がある
4	契約一時金、保証金は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。ただし、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り、当該費用については対象とすることができます。

令和8年度和歌山市結婚新生活支援事業 よくあるご質問

補助対象経費について

番号	質問	回答
5	住宅取得費用について、金融機関へのローン払いは対象となりますか。	<p>補助の対象となりますが、補助対象となる経費は、原則婚姻日以降に支払ったものとします。</p> <p>ただし、婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に係る購入費を補助対象経費とします。</p> <p>※住居を購入又は新築した費用と当該費用のための借入金は、いずれかのみを補助対象経費とします。</p> <p>※金融機関に支払う金利・手数料は対象外です。</p>
6	レンタカーを借りて引越しました。レンタカー料金は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。引越費用については、運輸局の許可を受けた引越し業者又は運送業者に支払った運送費用のみが対象です。

令和8年度和歌山市結婚新生活支援事業 よくあるご質問

その他

番号	質問	回答
1	<p>令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間に申請せず、令和9年度に補助金の交付を受けようとする場合とは、こういった状況を想定していますか。</p>	<p>次の場合等が想定されます。個別にご相談をお願いします。</p> <p>①住宅新築で、令和8年度中に初期費用は発生しているが、引渡しが済んでないので申請できない ②補助対象期間内に婚姻したが、賃貸借契約が令和9年3月で、令和8年度中に初期費用が発生していない ③予算上限に達したため交付できない</p> <p>※上記の場合、令和8年度中に必ず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定申請書（様式第7号） ・婚姻日及び婚姻関係が記載された戸籍謄本または婚姻に係る受理証明書 ・夫婦の令和8年度の所得証明書 ・貸与型奨学金を返済している場合は令和7年に返済した奨学金返還証明書又はその写し <p>を提出してください。</p> <p>交付資格認定されますと、令和9年度に本事業に申請することができません。ただし、継続補助世帯の対象とはなりませんので、令和9年度中に支払った費用のみが対象です（令和10年度に支払った費用を補助することはできません。）</p> <p>※交付資格認定を受けた翌年度の本市の予算が成立しない場合は、交付資格認定は無効となります。 ※交付資格認定を受けた翌年度に補助金の交付を受けられるのは、和歌山市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当する世帯です。</p>